

○島根県警察職員の懲戒等の取扱いに関する訓令

(昭和37年11月 1 日島根県警察訓令第28号)

(目的)

第1条 この訓令は、島根県警察職員の懲戒等の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年島根県条例第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、島根県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する島根県警察の職員をいう。

2 この訓令において「監督者」とは、職員のうち巡査部長以上の階級にある警察官及び主任主事又は主任技師以上の職にある警察官以外の職員をいう。ただし、所属長を除く。

3 この訓令において「所属長」とは、島根県警察本部（以下「本部」という。）の部長、課長、刑事部科学捜査研究所長、島根県警察交通機動隊長、島根県警察高速道路交通警察隊長、島根県警察機動隊長及び島根県警察学校長並びに警察署長をいう。

(規律違反)

第3条 職員が、地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合には、これを規律違反とする。

(職員の責務)

第4条 職員に規律違反があると認める職員（次条に規定する監督者及び第5条に規定する所属長を除く。）は、速やかにその旨を所属長又は警務部監察課長（以下「監察課長」という。）に報告するよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第4条の2 監督する職員に規律違反があると認める監督者は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、直ちにその旨を監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(監察課長等の責務)

第6条 監察課長又は警務部監察官は、職員に規律違反があるときは、直ちに事実を調査するものとする。

2 監察課長は、前項の調査の結果、当該職員を懲戒手續に付する必要があると認めるときは、申立書（様式第1号）により本部長に申し立てるものとする。

3 職員は、第1項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第7条 職員の規律違反の事実を審査するため、本部に懲戒審査委員会（以下「委員

会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、本部長をもって充てる。
- 3 委員は、本部の部長、首席監察官、島根県警察学校長その他委員長が指定する者をもって充てる。
- 4 委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記及び事務)

第9条 委員会に書記を置く。

- 2 書記は、警務部監察課次長をもって充てる。
- 3 委員会の事務は、警務部監察課において行う。

(審査要求)

第10条 本部長は、第6条第2項に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対し、懲戒処分を必要と認めるときは、直ちに委員会に対し、懲戒審査要求書(様式第3号)に証拠を添えて、当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、被申立者に対する通知を省略することができる。

- 2 前項の通知を受けた被申立者が、第12条に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、直ちに、口頭審査要求書(様式第4号)により委員長に対し、要求しなければならない。

(勤務に関する指示等)

第11条 本部長は、規律違反の事案の審査を委員会に要求した場合において必要があると認めるときは、申立事案に対する調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、被申立者の保管する使用期間の満了しない給貸与品の一部または全部を返納させ、もしくは所属長に保管させるため提出を命ずることができる。

(委員会の審査)

第12条 委員長は、本部長から審査の要求があったときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は、委員会の審査を行うことはできない。

- 2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。
- 3 委員会は、委員長(委員長故障の場合は、第8条第4項の代理者)及び委員の過半数の出席がなければ審査をすることができない。
- 4 委員会の審査は、委員長及び出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の審査は、公開しないものとする。

(除斥)

第13条 委員長および委員は、自己またはその親族に関する事案の審査に参加することはできない。

(口頭審査の手續)

第14条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、すみやかに委員会における審査の期日および場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないとき、または再度の呼び出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭または証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、委員会の審査期日の3日前までに、委員長に対し、証人呼出要求書(様式第5号)により被申立者側の証人の呼び出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

5 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

(委員会の勧告)

第15条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度、その他必要と認める事項を決定し、委員長から勧告書(様式第6号)により本部長に勧告するものとする。

2 書記は、懲戒審査委員会会議録(様式第7号)を備え、委員会の審議の経過等を記録し、保管するものとする。

(懲戒処分書等の交付)

第16条 懲戒処分は、懲戒処分書(様式第8号)及び処分説明書(様式第9号)を交付して行うものとする。

2 前項の懲戒処分書等の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、本部長は、その内容を島根県報に公告するものとし、公告した日から2週間を経過したときに懲戒処分書等の交付があったものとみなす。

(本部長訓戒)

第17条 本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、訓戒処分を行うことができる。

2 前項の訓戒処分は、本部長訓戒書(様式第10号)を交付して行うものとする。

(所属長訓戒)

第18条 所属長は、所属の職員の規律違反が懲戒処分及び本部長訓戒処分に該当しない軽微なものと認めるときは、訓戒処分を行うことができる。

2 前項の訓戒処分は、所属長訓戒書(様式第11号)を交付して行うものとする。

(本部長注意)

第19条 本部長は、被申立者の規律違反がごく軽微なものであって、懲戒処分又は第

17条の訓戒処分を要しないと認めるときは、注意処分を行うことができる。

- 2 前項の注意処分は、本部長注意書（様式第12号）を交付して行うものとする。
（所属長注意）

第20条 所属長は、所属の職員の規律違反がごく軽微なものであって、第18条の訓戒処分を要しないと認めるときは、注意処分を行うことができる。

- 2 前項の注意処分は、所属長注意書（様式第13号）を交付して行うものとする。
（通知）

第21条 本部長は、懲戒処分、訓戒処分又は注意処分を行う場合には、規律違反処分通知書（様式第14号）を被申立者の所属長に対して送付するものとする。

（報告）

第22条 所属長は、被申立者に対し懲戒処分書を交付したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、被申立者に対し本部長訓戒書又は本部長注意書を交付したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、訓戒処分又は注意処分を行ったときは、所属長訓戒書又は所属長注意書の写しを添えて速やかに本部長に報告しなければならない。

（処分者記録の作成）

第23条 監察課長は、規律違反に係る処分者記録（様式第15号）を備え、懲戒処分、訓戒処分及び注意処分の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 処分者記録の保存期間は、5年とする。

附 則

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 島根県警察職員懲戒取扱規程（昭和29年島根県警察訓令第21号）は、廃止する。

附 則（昭和43年12月1日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和44年5月6日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和45年11月24日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月21日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、昭和53年8月21日から施行する。

附 則（昭和57年11月1日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成5年10月15日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年5月12日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成12年8月3日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成13年1月18日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年3月18日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成17年4月26日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月28日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月20日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年2月14日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和3年7月26日島根県警察訓令第31号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 〔略〕